

3月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

81,660円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	19,195円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	16,930円
通信費(携帯電話代、折込代)	42,835円
支出計 13/3/1~13/3/31	81,660円
寄付 Yさん	5,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
13/4/1

第133号

16500部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠(市議会議員)
武松政策研究会

2013年度予算成立!?

地下街再生事業予算削除の修正案が出るも否決。原案可決!?

2013年度予算は、3月27日の本会議で、賛成多数で可決されました。

歳入は、個人市民税が減少するものの、法人市民税と市たばこ税が伸びる(前年予算比+0.37%)見込みです。図1の義務的経費は、図2内訳のとおり、消防広域化により人件費の一部が他会計に移ったため減少し、その分繰出金が増えその他経費が増えています。扶助費は、生活保護の増加と、小児医療無料化の年齢拡大で、前年比5.11%増となりました。投資的経費は、-7.16%と減ですが、国の15ヶ月予算により10.3億円分を3月補正予算に前倒ししました。

■2013年度予算規模

一般会計	587億0000万円 (+0.63%)
特別会計	631億0000万円 (+3.83%)
競争、天守閣、下水道、国保、国保診療施設、公設市場、後期高齢者医療、介護保険、宿泊等施設、公共用地取得、広域消防	
企業会計	176億7607万円 (+5.27%)
水道事業、病院事業	
全会計	1394億7607万円 (+2.64%)

■一般会計予算の特徴

主な歳入

(1)市税	316億5800万円 (+0.37%)
(2)地方交付税	11億5000万円 (+0.0%)
(3)市債(借金)	43億2370万円 (+8.6%)
うち臨時財政対策債	27億0000万円 (+12.5%)

臨時財政対策債：国の地方交付税特別会計の財源が不足したため、地方交付税の交付額を減らし、その穴埋めに、市に地方債を発行させる制度。市が借金をする形式をとり、返済は後年度の地方交付税で措置される。いくら借りるかは市の裁量。

歳出

(1)投資的経費：道路、施設等整備	45億5417万円 (-7.16%)
(2)義務的経費：人件費+扶助費+公債費	
うち人件費	305億0116万円 (-4.44%)
扶助費	90億5480万円 (-17.0%)
公債費(借金返済)	155億1702万円 (+5.11%)
扶助費：生活保護、障害者支援、保育所運営、医療費助成等	59億2934万円 (-5.12%)

裏面に続く→

図1 一般会計歳出(性質別当初予算)

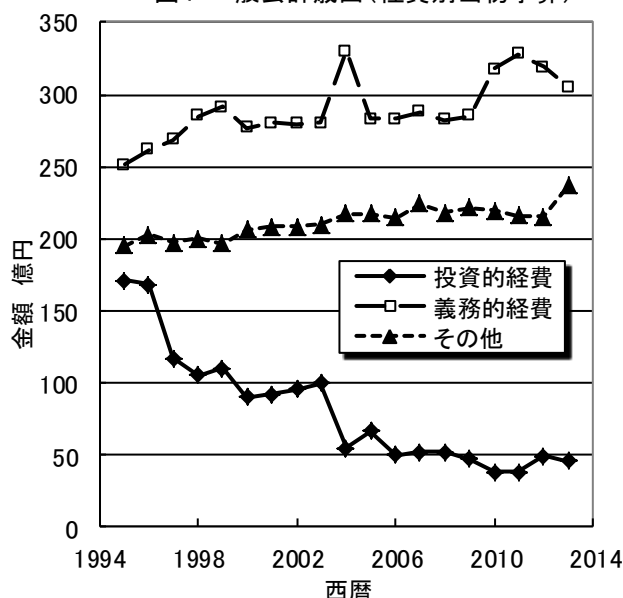
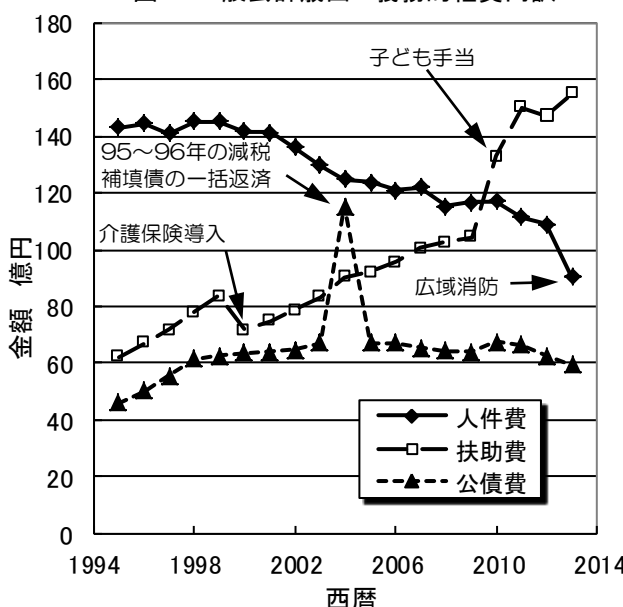


図2 一般会計歳出 義務的経費内訳



■一般会計の主な事業の予算額

13年度の特徴的な予算を以下に列記します。図3は、主な費目別歳出の推移を示します。(変化の少ない費目は省略しました。)特徴は民生費の増額と、土木費・教育費の減額です。

民生費

- ・小児医療費助成事業(対象年齢拡大分) 3700万円
- ・未熟児養育医療費助成事業 1201万円
- ・子ども・子育て支援事業計画推進事業 307万円
- ・子どもにやさしいまちづくり事業 24万円
- ・保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 4451万円
- ・桜井保育園乳児室増設 785万円

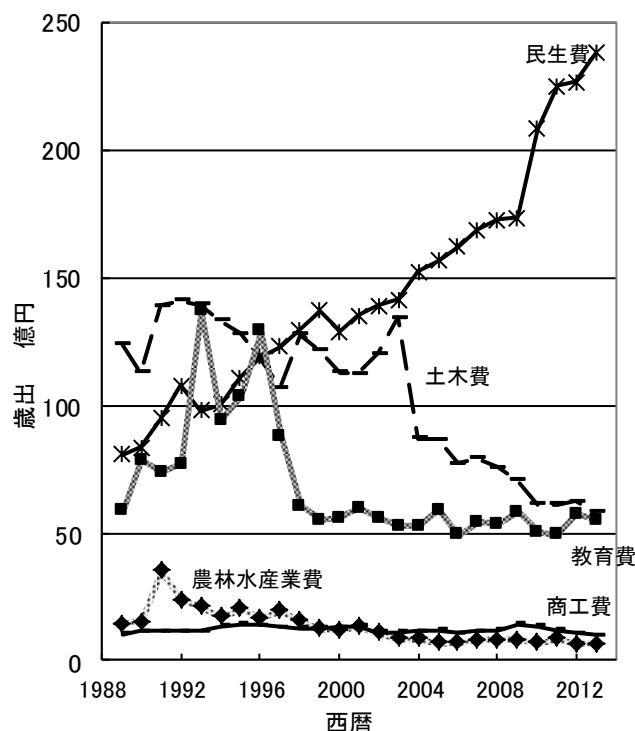
教育費

- ・教育ネットワーク整備事業 1億1243万円
- ・学校施設(防水改修、Iバナー改修) 4595万円
- ・放課後児童健全育成事業(対象学年拡大分) 741万円

土木費

- ・橋りょう新設架替事業 1億0398万円
- ・お城通り地区再開発事業 5億4566万円
- ・污水管渠整備事業 8億2200万円
- ・雨水渠整備事業 2億1433万円
- ・上水道管路等整備事業 10億円

図3 一般会計歳出推移(当初予算)



議会基本条例成立

議会基本条例は、市民福祉の向上や本市の発展のために、市議会がどのような基本的な考えに従って行動していくかを定めた条例です。以下に一部を示します。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、誠実に職務を遂行し、市民の信頼の向上に努めるものとする。

- (1) 市政についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

病欠等報酬減額条例成立

小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例が成立しました。

この条例は、議員が病気等で本会議や委員会を90日以上欠席した場合に議員報酬を減額するものです。

この条例がないと、議員報酬を議員が市へ返納した場合、寄付行為となり公選法に抵触するためです。

制定のきっかけは、以前、病欠で議員が会議を長期間欠席した際、その議員に対し、「報酬返納しろ」「議員を辞めろ」など、誹謗があり、本人やご家族も深く心労されたことから、他市の例も研究し今回の制定に至りました。ただし、他に収入がある方は、いいですが、議員報酬のみ議員の場合は、医療費の捻出が問題となります。

武松政策研究会からのお知らせ

4月の月例勉強会は都合により中止します。



HPIは、**YAHOO!**で「たけまつただし」 月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ
さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで
月刊武松は**本人が配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただけると幸いです。また、**eメールでも送付していますので連絡下さい。**